

株式等の配当に係る申告 どっちが得？

今月は確定申告が近づいてきたので、株式等の配当金を受取ったとき、確定申告をする方が有利なのか？それとも確定申告をしない方が有利なのかをお話したいと思います。

配当金の源泉徴収

配当金を受け取る際には、すでに税金が控除されています。

従って確定申告は原則として不要ですが、**確定申告をした方が有利な場合もあります。**



上場株式等の配当等 (3%以上保有の大口株主を除く)	未上場株式等の配当等
所得税及び復興特別税 15.315% 住民税5%	所得税及び復興特別税 20.42%

配当控除(申告分離課税を選択した配当を除く)

配当所得を申告すると、配当所得以外の課税所得が1000万円以下の場合で、配当所得の所得税10%、住民税2.8%を控除することができます。

借入金利子控除

株式を借入金で購入した場合、その借入金の利子を必要経費として、配当所得から控除することができます。

課税方法及び納税方法

次の3つの中から選択できるようになっています。

- 総合課税で確定申告
- 申告分離課税で確定申告
- 源泉分離課税(確定申告不要)

	確定申告をする		確定申告をしない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
税率	超過累進税率 (他の所得と合算)	所得税及び復興特別税 15.315% 住民税 5%	
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の 譲渡損失の損益通算	なし	あり	なし
借入金利子の控除	あり	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含める	合計所得金額に含める	合計所得金額に含めない

上場株式等に係る配当の場合

上場株式等の配当金には、受取際に20.315%の税金が控除されています。確定申告をするかどうか、自分で選択してもいいことになっています。

(例) 課税総所得 195万円以下の場合

- ① 所得税の税率・・・5%
- ② 住民税の税率・・・10%
- ③ 所得税の配当控除率・・・10%
- ④ 住民税の配当控除率・・・2.8%

配当所得にかかる正味税率は、①+②-③-④で2.2%となり、確定申告をしなければ、20.315%の税金。確定申告をして総合課税を選択すれば、2.2%の税金になり、確定申告をした方が有利となります。

※このように計算して総合課税を選択する方が有利となるのは、**課税総所得金額が900万円以下の人となります。**

ただしこの選択は、上場株式等の譲渡損失がない場合のことで、譲渡損失がある場合は、申告分離課税を選択した方が有利になる可能性もあります。

未上場株式等に係る配当の場合

上場株式と違って、未上場の株式の場合は、誰もが申告しないことを選択できるわけではありません。次の要件に該当していれば確定申告をするかどうかを選択することができますが、該当していない場合には、必ず申告しなければいけません。

※ただし、**住民税は必ず申告しなければいけませんので注意してください。**

- ①国内の法人から支払を受ける配当等
- ②その銘柄の1回の支払金額×配当計算期間/12が10万円以下

(例) 課税総所得 195万円以下の場合

- ① 所得税の税率・・・5%
- ② 所得税の配当控除率・・・10%

※計算方法は上場株式と同じですが、住民税は必ず申告しなければならないので計算式には算入しません

配当所得にかかる正味税率は、①-②で▲5%⇒0%となり、確定申告をしなければ、20.42%の税金。確定申告をして総合課税を選択すれば、税金はかからないということになり、確定申告をした方が有利という結果になります。

※このように計算して総合課税を選択する方が有利となるのは、**課税総所得金額が900万円以下の人となります。**

ポイント

配偶者や扶養親族に配当等があって、これらの人が確定申告をした方が有利な場合でも、確定申告をしたため、その年の合計所得金額が一定額を超えてしまったら、配偶者控除や扶養控除から外れてしまうので、申告する場合には充分注意する必要があります。

財産債務調書って何？

平成27年分の確定申告から「財産債務調書」の提出が義務付けられます。従来も「財産及び債務の明細書」という書類で該当者は提出を求められていましたが、未提出だからといって罰則もなかったことから提出していなかった人が多かったのではないのでしょうか。税制改正に伴い、対象となる人の範囲や金額の記載内容が変更になっています。対象となる人は注意してください。



提出しなければならない人(次のいずれも該当する人)

- 確定申告をしなければならない人
- その年分の所得金額が2000万円超
 - ※申告分離課税の所得がある場合は、各所得の特別控除後の所得金額の合計額で、繰越控除を受けている場合は繰越控除を適用した後の金額
- その年の12月31日において保有している財産が3億円以上、または国外財産が1億円以上
 - ※時価または時価に準ずる「見積価額」

昨年までは、相続した不動産を売却してたまたまその年だけ所得が2000万円超になった人や、保険の満期等でその年だけ収入が増えたという人でも対象になっていましたが、今年からは上記の条件3つ揃っている人が対象になります。

提出期限

確定申告の提出期限と同じで、その年の翌年3月15日まで

罰則規定

提出期限までに提出しなかった場合や、記載しなければならない財産等が漏れていた場合でも、すぐに罰則があるのではなく、所得税等(相続税も含まれます)の申告漏れが生じた場合に通常の過少申告加算税や無申告加算税に5%プラスされます。

「財産」の欄に記載するもの

- 現金預貯金
 - 有価証券
 - 土地や建物の不動産
 - 書画骨董品・美術品・工芸品
 - 生命保険で満期返戻金があるもの
 - 貴金属類で1点10万円以上のもの
 - 家庭用動産で1個または1組の価額が10万円以上のもの
 - 個人事業の場合はその事業に供している財産
 - その他1件10万円以上のもの
- 注)この中には家庭用動産や貴金属類で10万円以上するものについては記載することとなっています。



「債務」の欄に記入するもの

- 借入金や未払金
- 支払手形
- 個人事業の場合の事業用の債務
- その他住宅ローンなどの債務



国税庁のHPのFAQより、時価や見積価額の算出方法の考え方をまとめました。

Q 財産の時価とは？

A 不動産については専門家の鑑定評価額、書画骨董等の美術品や貴金属については、売買実例価額等をいいます。

Q 非上場株式の算出方法

A その年の12月31日、又は同日にもっとも近い日において終了する事業年度の決算書等に基づき、その法人の純資産価額に持分割合を乗じて計算した金額を見積金額とすることができます。

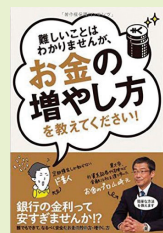
Q 家庭用動産の算出方法

A 一個、又は一組の取得価額が100万円未満のものについては、その年の12月31日において10万円未満として取り扱ってもいいとされています。また、貴金属類のうち装身具として用いられる指輪やネックレスなども同様に取り扱うことができます。

Q 満期返戻金がある生命保険に加入している場合の算出方法

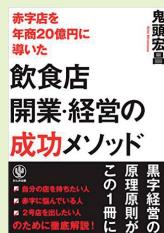
A 保険会社等から、その年12月31日に解約することとした場合に支払われる解約返戻金の額を記載することになります。

※TAXインフォメーションは、2016年1月20日現在の税制に基づいて解説したものです。



難しいことはわかりませんが、お金の増やし方を教えてください

山崎 元、大橋 弘祐(著)
銀行に預金しても低金利で全然増えない、かと言って他の資産運用方法は難しくて何がいか全かわからない。そんな方にオススメです。NISAの始め方やお金を安全に持っておく方法など解説してくれています。



飲食店開業・経営の成功メソッド

鬼頭 宏昌(著)
飲食店を開業し成功するためには、どの市場を選択するかが大事で成功の8割を占めていると言われています。出店してからではなかなか変えることができない業態や場所などポイントをわかりやすく解説しています。



宮川公認会計士・税理士事務所

お知り合いで会計・税務でお困りの経営者さまがいらしたら当事務所をご紹介ください

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目15番5号 天神明治通りビル9F TEL (092) 791-1007 FAX (092) 715-2081

【E-mail】 info@miyagawa-kaikei.com 【サイト】 http://miyagawa-kaikei.com/ 【ブログ】 http://miyagawa-kaikei.info/